

三田市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市犯罪被害者等支援条例（平成29年三田市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「市民」とは、本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(一時預かり保育に要する費用の助成)

第3条 条例第7条に規定する一時預かり保育に関する支援は、犯罪被害により扶養する就学前の子の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり保育」という。）を利用する際に要する費用を助成するものとする。

2 助成の額は、1回当たりの一時預かり保育の利用に要する費用に相当する額（2,800円を上限とし、100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とする。

3 助成の回数は、一の犯罪被害について5回以内とする。

4 助成を受けることができる期間は、犯罪被害を受けた日から1年以内とする。

(一時預かり保育に要する費用の助成の対象者)

第4条 前条の助成の対象者は、犯罪被害者等の就学前の子を監護し、一時預かり保育に要する費用を負担する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者（国内犯罪被害を受けた犯罪被害者にあつては、警察に被害届の提出があつた者とし、国外犯罪被害を受けた犯罪被害者にあつては、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等の支給の裁定があつた者とする。以下同じ。）である市民の遺族であつて、当該犯罪被害を受けた時において、当該犯罪被害者と同居していた市民

(2) 犯罪行為により重傷病又は障害を負った犯罪被害者である市民

(3) 前号の市民の配偶者又は扶養義務者であって、犯罪被害を受けた当時、前号の市民と同居し、かつ、助成に係る期間において前号の市民と同居している市民

(4) 市外居住中に犯罪被害を受け、当時の住居に居住できなくなったため本市に転入・居住し市民となった者で、前各号のいずれかに該当する者
(家事援助に要する費用の助成)

第5条 条例第7条に規定する家事に関する支援は、犯罪被害により日常の生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事援助を行う者（以下「ヘルパー」という。）の派遣を受ける場合の費用を助成するものとする。

2 助成を受けることができるサービスの内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 調理

(2) 洗濯

(3) 住居の掃除及び整理整頓

(4) 生活必需品の買い物

(5) 通院等の介助

(6) その他市長が必要と認めるもの

3 前項各号に規定するサービスは、家事援助に係るサービスを提供する事業者が派遣するヘルパーにより、犯罪被害者等の居室にて実施されるものとする。ただし、前項第4号及び第5号に規定するサービスについては、この限りでない。

4 助成の額は、1時間当たりのヘルパー派遣費用に相当する額（2,300円を上限とし、100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とする。

5 助成を受けることができる時間は、午前9時から午後10時までの間において、1時間を単位とし、一の犯罪被害について30時間以内とする。

6 助成を受けることができる期間は、犯罪被害を受けた日から1年以内とする。
(家事援助に要する費用の助成の対象者)

第6条 前条の助成の対象者は、家事援助に要する費用を負担する者で、第4条各号のいずれかに該当する者とする。

(家賃の助成)

第7条 条例第8条に規定する家賃の助成は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合において、犯罪被害者等が新たに入居する賃貸住宅の家賃を助成するものとする。

2 前項に規定する従前の住居に居住することが困難となった場合とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために、当該住居に居住し続けることが困難となった場合

(2) 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住できなくなった場合

(3) 二次的被害を受けた場合

(4) 前3号に類する事由があったと市長が認める場合

3 助成を受けることができる家賃は、犯罪被害を受けた後、最初に新たに賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月（入居した日が月の初日であるときは、入居した日の属する月）から6月以内の家賃とする。

4 助成の額は、1月当たり家賃の月額の2分の1に相当する額（30,000円を上限とし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とする。

（家賃の助成の対象者）

第8条 前条の助成の対象者は、新たに入居する賃貸住宅の家賃を負担する者で、第4条各号のいずれかに該当する者とする。

（転居費用の助成）

第9条 条例第8条に規定する転居費用の助成は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合において、犯罪被害者等が新たな住居へ転居する費用（以下「転居費用」という。）を助成するものとする。

2 前項に規定する従前の住居に居住することが困難となった場合とは、第7条第2項各号のいずれかに該当するものとする。

3 助成を受けることができる転居費用は、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 転居に伴う引越し費用

(2) その他市長が必要と認める費用

4 助成の額は、一の犯罪被害について転居費用の額（200,000円を上限とし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とする。

5 助成の回数は、一の犯罪被害について1回とする。

6 助成を受けることができる期間は、犯罪被害を受けた日から1年以内とする。

（転居費用の助成の対象者）

第10条 前条の助成の対象者は、転居費用を負担する者で、第4条第1号から第

3号までのいずれかに該当する者とする。

(助成の制限)

第11条 第3条、第5条、第7条及び第9条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各条に規定する費用の全部又は一部の助成をしない。ただし、助成をしないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、この限りでない。

(1) 第3条、第5条、第7条及び第9条に規定する助成について、法令の規定又は市（他の市町村を含む）の施策等により、助成の対象となる費用の全部又は一部について給付等が行われる場合

(2) 犯罪行為が行われた時において、助成を受けようとする者と加害者との間に、3親等内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があった場合

(3) 助成を受けようとする者に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴行、脅迫又は重大な侮辱等犯罪行為を誘発する行為

ウ 犯罪行為又は助成を受けることに関する著しく不正な行為

(4) 助成を受けようとする者に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 犯罪行為を容認していた場合

イ 犯罪行為が行われた時において、常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合

ウ 犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合

2 前項第2号の規定に該当する場合において、犯罪行為が次の各号のいずれかに該当し、犯罪行為が行われた時点で、犯罪被害者の生命若しくは身体に重大な危険が生じていたとき、又は犯罪行為が行われた時に犯罪被害者の申立てにより加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第13条の規定による保護命令が発せられていたときは、第3条、第5条、第7条及び第9条の支援を行うものとする。

(1) 児童虐待防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待

(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号並

びに第5項第1号（同号ホに係る部分に限る。）及び第2号（同項第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）

- (3) 障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除く。）

（助成の申請）

第12条 第3条、第5条、第7条及び第9条に規定する助成を受けようとする者は、三田市犯罪被害者等日常生活費等助成申請書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該書類の添付を要しない。

- (1) 犯罪行為により重傷病又は障害を負った犯罪被害者が申請する場合 次に掲げる書類

ア 犯罪被害に係る重傷病又は障害の状態及び療養の期間等に関する医師の診断書その他の証明書

イ 住民票の写し

ウ 費用の支払を証する領収書その他の当該支払を証することができる書類

エ その他市長が必要と認める書類

- (2) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族が申請する場合 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及びその年月日を証明することができる書類

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本

ウ 前号イからエまでに掲げる書類

- (3) 犯罪行為により重傷病又は障害を負った犯罪被害者の配偶者又は扶養義務者が申請する場合 次に掲げる書類

ア 犯罪被害に係る重傷病又は障害の状態及び療養の期間等に関する医師の診断書その他の証明書

イ 前号イ及びウに掲げる書類

- 2 前項の規定による申請は、犯罪被害を受けた日から1年を経過したときは、行うことができない。ただし、やむを得ない理由により、その期間内に申請することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

（助成の決定）

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査のうえ助成の可否を決定し、三田市犯罪被害者等日常生活費等助成に係る審査結果通知書により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条の規定による通知により助成の決定を受けた申請者は、三田市犯罪被害者等日常生活費等助成金請求書を市長に提出し、助成金の請求をしなければならない。

(助成の決定の取消し等)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるとき又は助成後において第11条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成の決定を取り消し、助成した額の全部又は一部をその者から返還させるものとする。

(支援金の支給)

第16条 条例第9条に規定する支援金(以下「支援金」という。)は、重傷病支援金及び遺族支援金とする。

2 重傷病支援金は、犯罪被害者に対して支給するものとし、その額は10万円とする。

3 遺族支援金の額は30万円とし、既に重傷病支援金を支給された犯罪被害者が当該重傷病に起因して死亡した場合にあっては、20万円とする。

(支援金の支給の対象者)

第17条 前条の支援金の支給対象者は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病又は障害を負った犯罪被害者で当該犯罪被害発生時に市民であった者

(2) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、犯罪被害者が当該犯罪被害を受けた当時及び当該死亡の時に市民であった者のうち、第2項及び第3項の規定により第1順位の遺族となる者

2 前項第2号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない市民であって犯罪被害者の子、父母、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は前項各号に規定する順序とし、同項第2号に規定する者のうちにあつては、同号に規定する順序とし、父母については、養父母を先として、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

4 遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った遺族支援金の支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(支援金の申請)

第18条 支援金の支給を受けようとする者は、三田市犯罪被害者等支援金支給申請書に、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該書類の添付を要しない。

(1) 重傷病支援金 第12条第1項第1号ア、イ及びエに掲げる書類

(2) 遺族支援金 第1順位遺族であることを証する書類並びに第12条第1項第1号エ並びに同項第2号ア及びイに掲げる書類

2 前項の規定による申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、行うことができない。ただし、当該期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第19条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、審査のうえ支給の可否を決定し、三田市犯罪被害者等支援金審査結果通知書により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第20条 前条の規定による通知により支給の決定を受けた申請者は、三田市犯罪被害者等支援金請求書を市長に提出し、支援金の請求をしなければならない。

(準用)

第21条 第11条及び第15条の規定は、支援金の支給について準用する。この場合において、第11条中「第3条、第5条、第7条及び第9条」とあるのは「第

16条」と、「助成」とあるのは「支給」と読み替えるものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行し、この規則の施行の日以後に生じた犯罪被害について適用する。

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。